



平成19年10月4日

熊本市交通局の上限運賃変更認可について

九州運輸局は、平成19年9月3日付けで、熊本市交通局から軌道法第11条の規定に基づき申請のあった旅客運賃の上限運賃変更について、平成19年10月4日付けにて申請どおり認可しましたので、お知らせ致します。

問い合わせ先

九州運輸局鉄道部計画課 安部・江隈

TEL 092-472-4051

FAX 092-472-2353

熊本市交通局の旅客運賃の改定について（上限運賃変更）

申請者 熊本市交通局
 熊本市長 幸山 政史
 交通事業管理者 石田 賢一
住所 熊本市大江5丁目1番40号
申請年月日 平成19年 9月3日
認可年月日 平成19年10月4日
営業キロ 2号線 田崎橋～健軍町（9.2km）
 3号線 上熊本駅～健軍町（9.4km）

改定内容

（1）普通旅客運賃（対キロ区間制から均一制へ変更）

申 請	現 行	前
150円	2kmまで 150円	130円
	2kmを超え 5kmまで 150円	150円
	5kmを超え 8kmまで 180円	170円
	8kmを超え 10kmまで 200円	190円

（2）定期旅客運賃

申 請					現 行								
定期旅客運賃	通勤	普通	1ヶ月	普通旅客運賃を基礎としこれを60倍し40%割引した額	運賃額	5400円	通勤	普通	1ヶ月	前普通旅客運賃を基礎としこれを60倍し40%割引した額に103分の105を乗じた額	運賃額	2キロまで	4770円
				2キロを超え5キロまで						5500円			
				5キロを超え8キロまで						6240円			
	8キロを超えるとき	6970円											
	通学	大人	1ヶ月	普通旅客運賃を基礎としこれを60倍し50%割引した額	運賃額	4500円	通学	大人	1ヶ月	前普通旅客運賃を基礎としこれを60倍し50%割引した額に103分の105を乗じた額	運賃額	2キロまで	3980円
				2キロを超え5キロまで						4590円			
5キロを超え8キロまで				5200円									
8キロを超えるとき	5810円												
通学	小児	1ヶ月	普通旅客運賃を基礎としこれを60倍し75%割引した額	運賃額	2250円	通学	小児	1ヶ月	前普通旅客運賃を基礎としこれを60倍し75%割引した額に103分の105を乗じた額	運賃額	2キロまで	1990円	
			2キロを超え5キロまで						2290円				
			5キロを超え8キロまで						2600円				
			8キロを超えるとき						2910円				

(3) 貸切旅客運賃

申 請				現 行				
大 人	普通旅客運賃に車両 平均定員68.9を乗じ て得た額(10円の単 位を四捨五入)	運 賃 額	10300円	大 人	前普通旅客運賃に車両平 均定員68.9を乗じて得た 額(10円の単位を四捨五 入)に103分の105を乗じ た額	運 賃 額	2キロまで	9170円
							2キロを超え5キロまで	10500円
							5キロを超え8キロまで	11930円
							8キロを超えるとき	13350円
小 児	大人貸切旅客運賃の 2分の1の額(10円の 単位を四捨五入)	運 賃 額	5200円	小 児	前大人貸切旅客運賃の2分 の1の額(10円の単位を四 捨五入)に103分の105を 乗じた額	運 賃 額	2キロまで	4590円
							2キロを超え5キロまで	5300円
							5キロを超え8キロまで	6010円
							8キロを超えるとき	6730円

3 . 改定率

	最 高	最 低	平均値上率
普通旅客運賃	0 . 0 0 %	2 5 . 0 0 %	1 0 . 4 2 %
通勤定期旅客運賃	1 3 . 2 1 %	2 2 . 5 3 %	6 . 1 5 %
通学定期旅客運賃(大人)	1 3 . 0 7 %	2 2 . 5 5 %	6 . 2 3 %
通学定期旅客運賃(小児)	1 3 . 0 7 %	2 2 . 6 8 %	6 . 2 1 %
貸切旅客運賃(大人)	1 2 . 3 2 %	2 2 . 8 5 %	6 . 5 2 %
貸切旅客運賃(小児)	1 3 . 2 9 %	2 2 . 7 3 %	6 . 2 0 %

(3) 申請理由

熊本市交通局は、昭和48年に「地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律」に基づき再建団体の指定を受け、昭和62年度で財政再建計画を終了し、翌年度からは自主経営を目指し軌道事業部門においては、軌条交換、電停の改良、低床電車の導入、乗客の利便性を図るための増便、1日乗車券等の積極的な乗客誘致策を展開し、市民の足としての公共交通機関の使命を果たしてき、平成12年度からの経済状況の悪化や自動車交通の増加等により乗客減が続いており、改善策の一環として均一運賃を検討し、平成17年10月と平成18年10月に均一運賃を試行した結果をふまえ、今後、将来的な収益を確保しつつも、市民サービスの向上を図り、利用頻度をあげるため、均一運賃制に移行することとした。